

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	口座登録法に基づく公金受取口座の登録等に関する事務及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

口座情報登録・連携システム(口座情報管理機能、個人番号管理機能、金融機関連携機能)における公金受取口座の登録等に関する事務及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

内閣総理大臣

公表日

令和4年10月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	口座登録法に基づく公金受取口座の登録等に関する事務及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する事務
②事務の概要	<p>1. 1 口座登録法に基づく公金受取口座の登録について 令和3年5月12日に成立した「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)」に基づき、預貯金者は公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、当該預貯金口座の情報を公的給付支給等口座として口座情報登録・連携ファイルに個人番号などと合わせて適切に登録・管理するとともに、他の行政機関等からの照会に対して情報提供ネットワークシステムによる情報連携等を行うことにより、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施に資するものである。この事務を処理するために、口座情報登録・連携システム(口座情報管理機能、個人番号管理機能、金融機関連携機能)を整備する。</p> <p>口座情報登録・連携システム(口座情報管理機能、個人番号管理機能、金融機関連携機能)においては、以下の事務を行う。</p> <p>(1)預貯金者からの申請等に基づく口座情報等の登録に関する事務 (2)登録された口座情報の変更・修正・抹消に関する事務</p> <p>2. 1 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理について 令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(以下「口座管理法」という。)」に基づき、預金保険機構は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人(以下「預貯金者等」という。)の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する事務(以下「口座情報連携事務」という。)に係る関係者(預貯金者等、金融機関、当庁(マイナポータル、口座情報登録・連携システム))間に介在し、当該事務に必要な情報の連携・確認・振分け等を行うため、預金保険機構が口座情報連携システムを構築するのに併せて、当庁でも情報の連携に必要な「口座情報登録・連携システム(付番申出受付・連携機能)」を整備する。</p> <p>口座情報登録・連携システム(付番申出受付・連携機能)において、以下の事務を行う。</p> <p>(1)預貯金者の意思に基づく預貯金口座への付番</p>
③システムの名称	口座情報登録・連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
口座情報登録・連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番100 (「施行日:口座登録法 附則第1条第2号に定める日」の後は別表第1 項番100及び項番101) ・番号法第19条第2号 ・口座登録法第3条第3項第4号 ・住民基本台帳法 第30条の9 ・口座管理法第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 別表第2(施行日:口座登録法 附則第1条第2項に定める日)

5. 評価実施機関における担当部署

①部署 デジタル庁 デジタル社会共通機能グループ

②所属長の役職名 デジタル庁 統括官(デジタル社会共通機能担当)

6. 他の評価実施機関

一

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 デジタル庁個人情報受付窓口
住所: 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3(東京ガーデンテラス紀尾井町19階)
電話番号: 03-4477-6775(代表)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 デジタル庁個人情報受付窓口
住所: 〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町1-3(東京ガーデンテラス紀尾井町19階)
電話番号: 03-4477-6775(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年10月21日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年10月21日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書及び全項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[○]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月26日	評価書名	公的給付支給等口座登録簿への登録等に関する事務	口座登録法に基づく公金受取口座の登録等に関する事務及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する事務	事前	
令和4年10月26日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	口座情報登録システムにおける公的給付支給等口座登録簿への登録等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	口座情報登録・連携システム(口座情報管理機能、個人番号管理機能、金融機関連携機能)における公金受取口座の登録等に関する事務及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、同ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすものであることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じることをもって、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和4年10月26日	I ①事務の名称	公的給付支給等口座登録簿への登録等に関する事務	口座登録法に基づく公金受取口座の登録等に関する事務及び預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する事務	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月26日	I ① ②事務の概要	<p>令和3年5月12日に成立した「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)」に基づき、預貯金者は公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、当該預貯金口座の情報を公的給付支給等口座として公的給付支給等口座登録簿に個人番号などと合わせて適切に登録・管理するとともに、他の行政機関等からの照会に対して情報提供ネットワークシステムによる情報連携等を行うことにより、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施に資するものである。この事務を処理するために、口座情報登録システムを整備する。</p> <p>口座情報登録システムにおいては、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 預貯金者からの申請等に基づき口座情報等の登録に関する事務 2 登録された口座情報等の変更・修正・抹消に関する事務 3 公的給付を支給しようとする行政機関等への口座情報の提供に関する事務 	<p>1. 1 口座登録法に基づく公金受取口座の登録について</p> <p>令和3年5月12日に成立した「公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(以下「口座登録法」という。)」に基づき、預貯金者は公的給付の支給等に係る金銭の授受に利用することができる一の預貯金口座について、当該預貯金口座の情報を公的給付支給等口座として口座情報登録・連携ファイルに個人番号などと合わせて適切に登録・管理するとともに、他の行政機関等からの照会に対して情報提供ネットワークシステムによる情報連携等を行うことにより、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施に資するものである。この事務を処理するために、口座情報登録・連携システム(口座情報管理機能、個人番号管理機能、金融機関連携機能)を整備する。</p> <p>口座情報登録・連携システム(口座情報管理機能、個人番号管理機能、金融機関連携機能)においては、以下の事務を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)預貯金者からの申請等に基づく口座情報等の登録に関する事務 (2)登録された口座情報の変更・修正・抹消に関する事務 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月26日	I 1 ②事務の概要	同上	<p>2. 1 預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理について 令和3年5月12日に成立した「預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(以下「口座管理法」という。)」に基づき、預金保険機構は、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理に関する制度及び災害時又は相続時に預貯金者又はその相続人(以下「預貯金者等」という。)の求めに応じて預金保険機構が口座に関する情報を提供する事務(以下「口座情報連携事務」という。)に係る関係者(預貯金者等、金融機関、当庁(マイナポータル、口座情報登録・連携システム))間に介在し、当該事務に必要な情報の連携・確認・振分け等を行うため、預金保険機構が口座情報連携システムを構築するのに併せて、当庁でも情報の連携に必要な「口座情報登録・連携システム(付番申出受付・連携機能)」を整備する。 口座情報登録・連携システム(付番申出受付・連携機能)において、以下の事務を行う。</p> <p>(1)預貯金者の意思に基づく預貯金口座への付番</p>	事前	
令和4年10月26日	I 1 ③システムの名称	口座情報登録システム	口座情報登録・連携システム	事前	
令和4年10月26日	I 2	・公的給付支給等口座登録簿	口座情報登録・連携ファイル	事前	
令和4年10月26日	I 3 法令根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番100 「施行日:口座登録法 附則第1条第2号に定める日」の後は別表第1 項番100及び項番101) ・口座登録法第3条第3項第4号 ・住民基本台帳法 第30条の9 	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番100 「施行日:口座登録法 附則第1条第2号に定める日」の後は別表第1 項番100及び項番101) ・番号法第19条第2号 <ul style="list-style-type: none"> ・口座登録法第3条第3項第4号 ・住民基本台帳法 第30条の9 ・口座管理法第4条 	事前	
令和4年10月26日	II 2	500人未満	500人以上	事前	